

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主、消費者、取引先、地域社会、従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期安定的な企業価値の向上を図ることができるとするもので、この考え方に基づきコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
湊興産株式会社	7,400,100	7.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,804,705	6.26
太陽工業株式会社	4,040,100	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,944,100	4.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,725,500	4.02
株式会社スリーエス	2,171,300	2.34
日本生命保険相互会社	2,098,489	2.26
CBNY-CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER	2,087,118	2.25
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,066,459	2.23
株式会社りそな銀行	1,711,200	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	----
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

1. FIRST EAGLE INVESTMENT MANAGEMENT, LLCから平成27年2月19日付で大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成27年2月13日現在で以下の株式数を保有している旨の報告を受けました。なお、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称 FIRST EAGLE INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
住所 1345 AVENUE OF THE AMERICAS, NEW YORK, NY 10105-4300 U.S.A
所有株式数(千株) 6,685
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 7.21

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から平成26年11月4日付の大量保有報告書の写しの提出があり、平成26年10月27日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けていますが、当事業年度末時点における三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の信託業務に係る株式数については当社として把握することができないため、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称 株式会社三菱東京UFJ銀行
住所 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号
所有株式数(千株) 2,066
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 2.23

氏名又は名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
住所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
所有株式数(千株) 2,219
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 2.39

氏名又は名称 三菱UFJ投信株式会社
住所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

所有株式数(千株) 249
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 0.27

氏名又は名称 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
住所 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号
所有株式数(千株) 102
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 0.11

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
一條 和生	学者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
一條 和生	○	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 International Institute for Management Development(国際経営開発研究所)兼任教授 株式会社電通国際情報サービス 社外監査役 カルビー株式会社 社外取締役	国際企業戦略を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識に基づきアドバイスや意見をいただくなど、社外取締役として期待される役割を果たしていただくため、社外取締役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目には該当していません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役員の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的に監査計画の説明、監査結果の報告を受けるとともに、監査役監査で検出した会計・財務に関連する重要事象に係る情報を会計監査人に提供しております。
また、監査役は、取締役の職務執行の適正性を監査するにあたり、内部統制推進室から関連する内部監査の経過及び結果を聴取するなど情報・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
松本 五平	税理士														
野末 佳奈子	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 五平	○	松本税理士事務所 税理士	税理士として専門的見地より、当社の業務執行に対する適正性を監査いただくため、社外監査役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監査を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目には該当していません。
野末 佳奈子	○	辻中法律事務所 弁護士	弁護士として専門的見地より、当社の業務執行に対する適正性を監査いただくため、社外監査役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監査を行っていただけると考え、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目には該当していません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役チア チン セン氏及び社外取締役を除く取締役全員が、報酬のうち一定額を役員持株会に拠出し、自社株を取得するとともに、在任期間中継続して保有することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する年間報酬額は、573百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。
各取締役の年額報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

使用人は、社外取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行います。

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、社外監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

- (1)当社は、重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、監査機関として監査役会を設置しております。
- (2)当社は取締役会を毎月開催し、重要な経営事項の審議・決定並びに各取締役による業務執行を監督するとともに、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しております。平成17年より外国人取締役1名を加え、変化し続ける世界規模での事業活動に対応可能な体制作りを努めております。
- (3)企業経営についての十分な知識と経験に基づき、当社の経営について企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なった視点からアドバイスや意見をいただき、当社の適正な運営を監督していただくため、社外取締役1名を選任し、当社取締役会の経営監督機能の強化を図っています。
- (4)内部監査につきましては、内部統制推進室が業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全について、定期・随時の監査活動を行っております。
- (5)監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役会をはじめとする主要な会議への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、更には業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施しております。
- (6)会計監査人からは、会計監査を通じて、業務運営上の改善につながる助言を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。
代表社員 業務執行社員 加賀谷 剛
代表社員 業務執行社員 船越 啓仁
- (7)取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限

度額の範囲内において決定いたします。各取締役の年額報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）に記載しているコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、株主、消費者、取引先、地域社会、従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期安定的な企業価値の向上を図ることができるものと考えております。

社外取締役は、当社の経営について企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なる視点からアドバイスや意見を寄せ、当社経営の適確性を確保するといった役割を担っております。

また、社外取締役を選任することにより、当社の経営の適法性、妥当性が確保されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様に当事業の状況や議案の内容等を十分に検討したうえで議決権を行使していただけるよう招集通知の早期発送に努めております。平成18年より株主総会開催日の約3週間前に発送しております。(平成27年3月26日開催の第108期定時株主総会の招集通知は3月5日発送)
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性を考え、第96期定時株主総会(平成15年3月27日開催)より、電磁的方法により議決権を行使していただけるようにしました。さらに、第99期定時株主総会(平成18年3月30日開催)からは、携帯電話によっても議決権を行使していただけるようにしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第104期定時株主総会(平成23年3月30日開催)から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主様の便宜を図るため、自社ホームページに英文版を含め招集通知全文を掲載するほか、東京証券取引所のTDnetに招集通知全文の和文及び英文を掲載しております。
その他	株主様に株主総会での報告事項・決議事項をより一層理解していただくため、事業報告等の内容をビジュアル化しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内及び海外の機関投資家・アナリスト約120人に対し、2月・7月の年2回、決算説明を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて決算短信、株主通信、有価証券報告書(四半期報告書)、株式情報等の情報を掲載しております。 http://www.shimano.com	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程に「社会との関係」、「顧客・取引先・競争会社との関係」、「株主・投資家との関係」及び「従業員との関係」の尊重を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「歓びの高揚(人々に楽しみと歓びを提供する)」「利用環境の改善と保全(自然環境、生活環境、製品利用環境の改善と保全への協力)」「信頼の構築(地域社会に企業市民として参加し協働する)」という3つのカテゴリーに分けて、各種社会活動を推進しております。具体的には、自転車レースの開催・サポート、釣り大会の開催、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づいた環境改善活動や自転車通勤を推進するための環境整備、また大和川の清掃活動への参加、釣り場の清掃を奨励する「シマノ・クリーンナップ・プロジェクト」、自転車博物館サイクルセンターの活動などを行っております。そして環境負荷の低い製品づくりを行うための指針として「シマノグリーンプラン」を策定し、その順守に力を注いでおります。毎年、こうした取り組みをまとめた社会活動報告書を作成し、ホームページにも掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

株主、消費者、取引先、地域社会、使用人など社内外のステークホルダーに対する経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速に対応し、長期安定的に企業価値を向上させていくためには、取締役・使用人の職務が法令及び定款に適合し、効率的に執行されることを確保するとともに、これを阻害する要因をリスクとして認識し、適切に制御する仕組みを構築することが重要であります。この仕組みを内部統制システムと考え、その構築と充実を図ることが経営の重要課題であると認識しております。

内部統制システムの整備状況は次のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス規程」など諸規程を整備し、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
保存が必要とされる取締役の職務執行に係る情報は「情報管理規程」に基づき各業務担当部署が記録し、保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 社内外の主要なリスクは、[1]経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、[2]法令違反リスク、[3]環境保全リスク、[4]製品の品質リスク、[5]輸出入管理リスク、[6]情報セキュリティリスク、[7]災害リスクであると認識し、必要な規程類を整備し、知識向上を図るための研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努める。
(2) 内部監査部門は「業務監査規程」に基づき、各組織・部署の業務遂行状況を監査し、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規則」に定められている付議基準に該当する事項を審議し、決定する。
(2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
(3) 取締役は「業務分掌規程」・「責任権限規程」等に基づき委嘱された業務に関し、迅速かつ効率的に組織を運営し、業績向上に努める。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 「コンプライアンス規程」など使用人が法令及び定款に適合して職務の執行を行うにあたり遵守すべき諸規程を整備する。
(2) 内部監査部門は「業務監査規程」及び前号記載の諸規程等を踏まえてコンプライアンス状況を監査し、適時性をもって取締役会及び監査役会へ報告する。
(3) 「コンプライアンス規程」の内容を使用人に十分に理解させるための教育を実施する。
6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1) 子会社が経営上重要な事項を決定する場合には、社内規程等に基づき、当社の事前承認を求めると必要な手続きを行う。
(2) 子会社は財務状況等を定期的に当社に報告する。
7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、当社の各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
8. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、当社グループ共通の連結会計システムを導入するなどITを適切かつ有効に利用する。
9. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各子会社が当社の「コンプライアンス規程」と同等の規程を制定するなど各子会社の実情に応じた社内規程の整備を通じて、コンプライアンス体制の構築を図る。
10. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ全体の内部統制を実効あるものとするために責任者を定め、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行う。
11. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な要員を監査役会専属とする。
12. 前項の使用人に関する当社の取締役からの独立性に関する事項
前項の使用人は、取締役の指揮下から外れ監査役の指示に従う。
13. 当社の監査役が11項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の指示により11項の使用人が行う調査の権限を認める。
14. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況について速やかに報告する。
15. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令に定められた事項に加え、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに報告する。子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者も同様とする。
16. その他の当社の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
(2) 内部監査部門は、監査役会と協議及び意見交換するなど、緊密な連携を図る。
17. 14項から16項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役に報告をした者について報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(2) 法令違反、反倫理行為の速やかな認識のために社内及び社外に設けたコンプライアンス相談窓口に報告した者について、報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

18. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部専門家と相談をすることができ、その費用は会社が負担する。

19. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

(2) 監査役会と代表取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たない。」ことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

[1]対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

総務部総務課に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

[2]外部専門機関との連携状況

日頃から所轄警察署、弁護士、企業防衛連合協議会等の外部の専門機関と緊密な連携を図っております。

[3]反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務部総務課を中心に、警察や外部の専門機関と連携することにより、反社会的勢力に関する情報の共有に努めております。

[4]研修活動の状況

外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

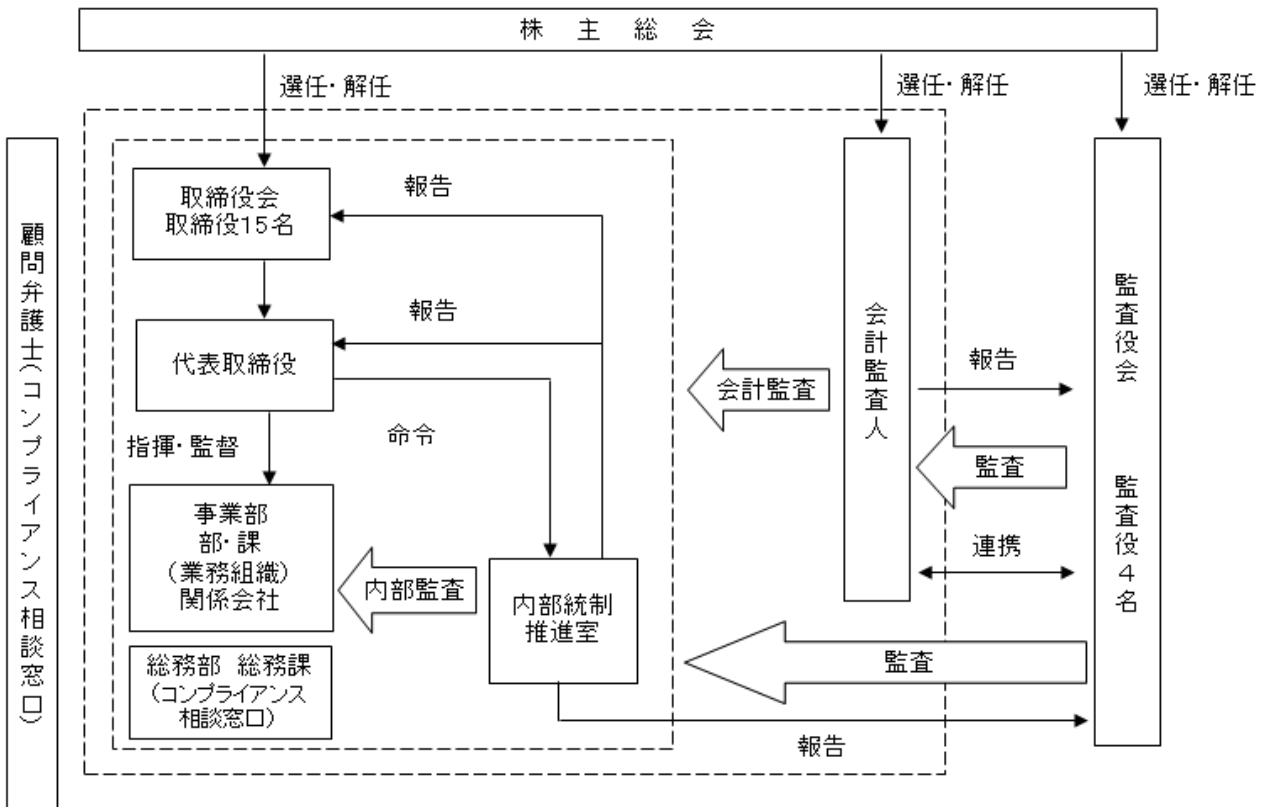
なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後とも、当社及び子会社から成るチームシマノ全体の内部統制を実効あるものとするための施策を実施し、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行うことができる体制をつくることにより、一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。



適時開示体制概要書

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

当社は各部門において決定または発生した重要事実を情報取扱責任者が一元的に把握、管理し、適時適正に開示するための社内体制を下記のように整備しております。

1. 報告された重要事項については、情報取扱責任者と情報開示委員会（経理部長、広報部長、総務部長にて組織）で開示内容について検討し、機関決定を必要とする事項については、重要事項の決定機関である取締役会及び株主総会に上程されます。
2. 取締役会で承認または決議された重要事項のうち適時開示規則で開示を求められている事項、当社が適時開示すべきと判断した事項、及び株主総会において決議された重要事項は、情報取扱責任者の指示により速やかに情報開示実施担当（経理部）によって開示されます。
3. 発生事項につきましても適時開示規則に従い、開示が必要な事項は情報取扱責任者の指示により速やかに経理部によって開示されます。
4. なお、当社はこの過程で常に情報取扱責任者を經由し管理することで、重要事項の開示前の社外への情報漏洩を防ぐ体制を整えております。

